

I 教育関連計画

1 各計画等の位置付けについて

(1) 伊丹市教育大綱

平成27年4月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられた。

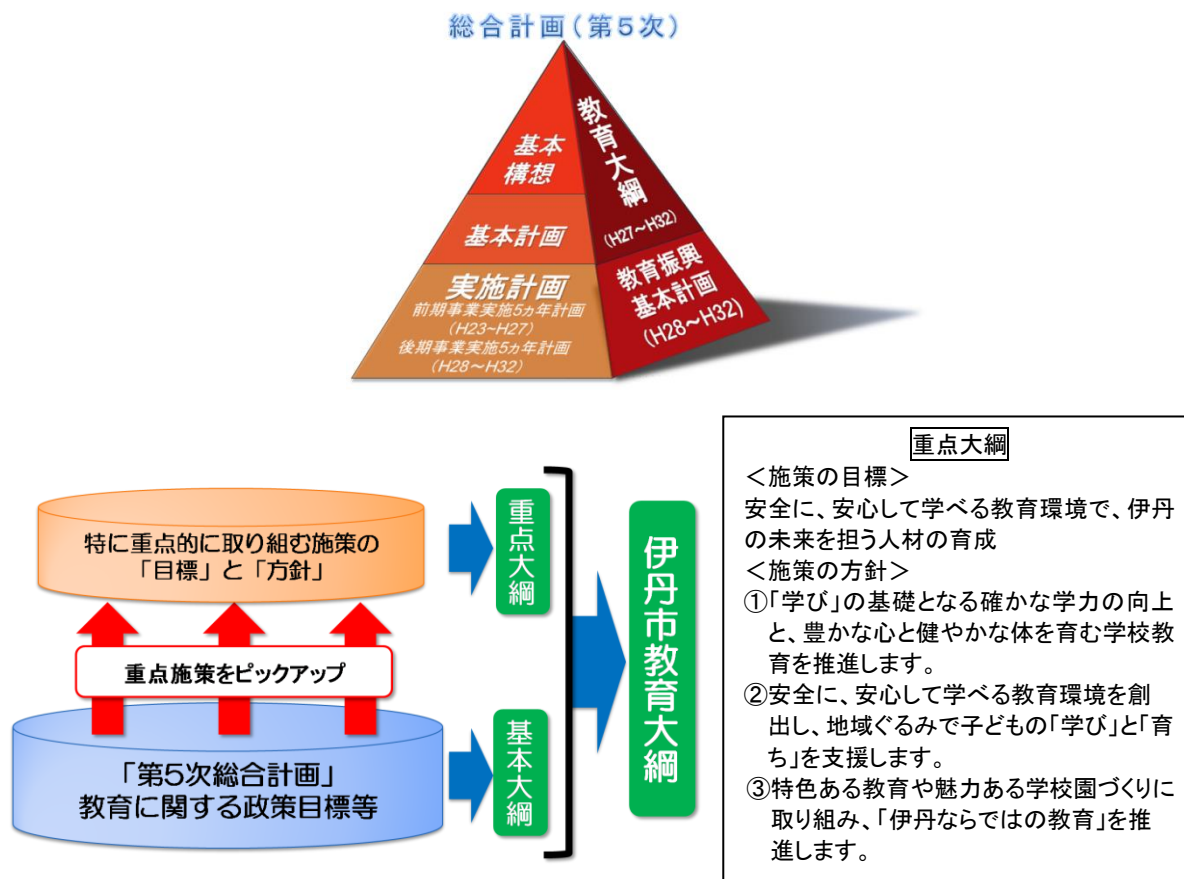
本市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、平成27年6月に「伊丹市教育大綱」が策定された。

「伊丹市教育大綱」は、「伊丹市総合計画（第5次）」の「基本構想」「基本計画」の教育に関する部分に位置付ける「基本大綱」と、「重点大綱（特に重点的に取り組む事項）」で構成する。

(2) 伊丹市第2次教育振興基本計画

「伊丹市教育大綱」を実現させるための施策に関する基本的な計画として「伊丹市第2次教育振興基本計画」を策定した。その具体的な事業内容については、「伊丹市総合計画（第5次）・後期事業実施5カ年計画」を充てる。

<関連計画のイメージ図>



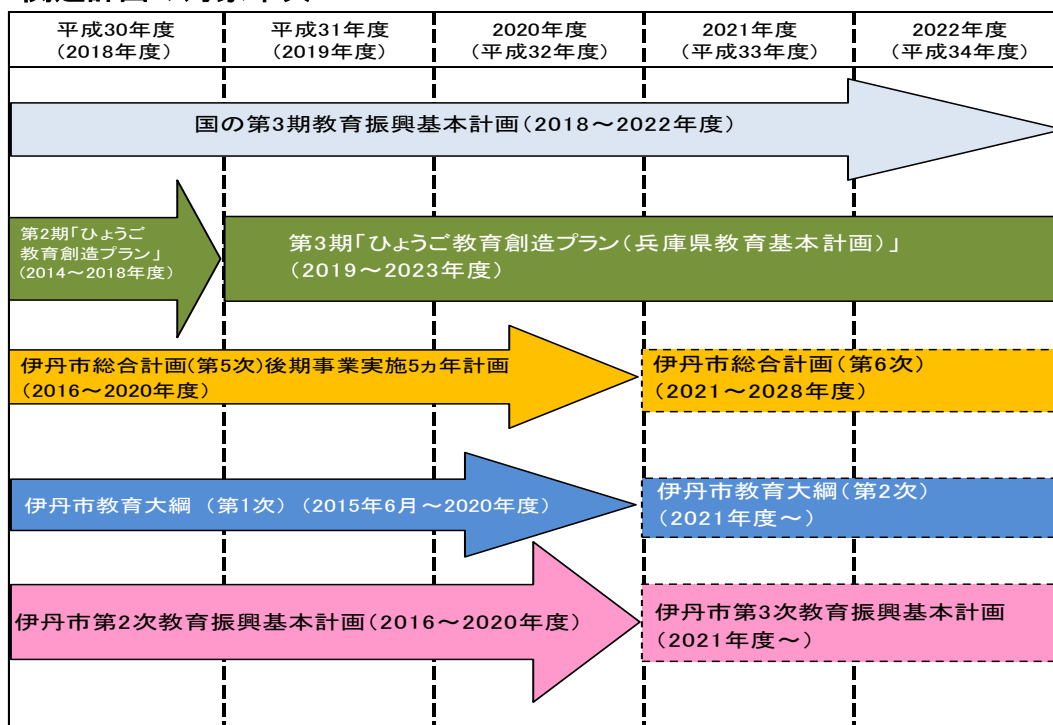
(3) 伊丹の教育 基本方針と主要事業

本市が毎年作成している「行政評価報告書（事前評価編）」の教育委員会所管部分を教育の事業実施計画としている。そのうち主要な事業について、教育基本方針と併せて、分かりやすく示したものが本冊子である。（行政評価報告書は、市総合政策部政策室ホームページの『行政評価』のページに掲載。）

2 対象範囲

平成31年度より、市長部局にあった「こども未来部」を教育委員会に設置することから、これまでの教育委員会所管の学校教育、幼児教育、社会教育、家庭教育、スポーツ振興、人権教育、文化財の保護に加え、幼児教育保育、子育て支援、青少年健全育成などに関する施策や事業を新たに対象としている。

3 関連計画の対象年次



4 計画の推進

実施計画の推進にあたっては、実態把握（R）を基に、「P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）のサイクル」を確立することによって、継続的な改善を図る。

